

**学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準**  
(学校保健安全法施行規則第 18 条)

| 分類         | 病気の種類  | 出席停止の期間   |
|------------|--|---|
| 第一種<br>感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡<br>南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ<br>熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候<br>群、鳥インフルエンザ（H5N1）<br><br>※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指<br>定感染症及び新感染症 | 治癒するまで  |
| 第二種<br>感染症 | インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)<br>を除く)   | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼<br>児にあつては3日)を経過するまで           |
|            | 百日咳  | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正<br>な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで        |
|            | 麻疹   | 解熱後3日を経過するまで  |
|            | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)  | 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した<br>後5日を経過し、かつ、全身状態が良好にな<br>るまで |
|            | 風疹   | 発疹が消失するまで   |
|            | 水痘(みずぼうそう)   | すべての発疹が痂皮化するまで                                      |
|            | 咽頭結膜熱(プール熱)  | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                                 |
|            | 結核   | 病状により学校医その他の医師において感染<br>のおそれがないと認めるまで               |
|            | 髄膜炎菌性髄膜炎   | 病状により学校医その他の医師において感染<br>のおそれがないと認めるまで               |
| 第三種<br>感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、<br>腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性<br>出血性結膜炎、その他の感染症  | 病状により学校医その他の医師において感染<br>のおそれがないと認めるまで               |
|            | (条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)   |   |
|            | 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病<br>伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ<br>感染症、感染性胃腸炎など   | 全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止<br>を要する場合など                    |

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)